

## 令和7年度愛媛県県立中等教育学校入学者募集要項

### 1 募集人員

愛媛県立今治東中等教育学校	140名
愛媛県立松山西中等教育学校	160名

### 2 通学区域

4頁に示してある愛媛県県立中等教育学校の通学区域に関する規則（平成14年愛媛県教育委員会規則第14号）に従って出願してください。

### 3 出願資格

入学を志願できる者は、次の各号のいずれかに該当する者とします。

- (1) 令和7年3月末日までに県内の小学校又はこれに準ずる学校（以下「小学校等」という。）を卒業する見込みの者
- (2) 令和7年3月末日までに県外の小学校等を卒業する見込みの者又は県外の義務教育学校の前期課程を修了する見込みの者で、愛媛県教育委員会教育長（以下「教育長」という。）が特別に出願を認めたもの

### 4 出願期間

令和6年12月13日（金）午前9時から同月19日（木）正午までとし、受付時間は、土曜日及び日曜日を除く日の午前9時から午後4時まで（同月19日（木）にあつては、午前9時から正午まで）とします。

なお、郵便等（郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便をいう。以下同じ。）の場合も、同期間内に必着のこととします。

### 5 出願手続

- (1) 入学志願者は、入学志願書に入学選考料（2,200円）に相当する愛媛県収入証紙を貼付し、入学志願理由書、受検票及び入学予定者選考結果通知用の返信用封筒（長形3号とし、必ず宛先を明記して110円切手を貼ること。）を添え、在籍する小学校等又は義務教育学校の校長（以下「小学校長」という。）を経て、志願先の中等教育学校の校長（以下「志願先中等教育学校長」という。）に提出してください。
- (2) 2以上の公立中等教育学校（他の都道府県の公立の中高一貫教育校（学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第75条第2項に規定する連携型中学校を除く。）を含む。）に出願することはできません。
- (3) 県外からの入学志願者は、早めに(1)により提出する書類に県外からの入学志願事由書を添え、小学校長に提出してください。
- (4) 受検に当たって特別な措置が必要と判断される場合には、あらかじめ小学校長に相談してください。（この場合、小学校長は、令和6年12月6日（金）までに作文、適性検査及び面接に関する特別措置願を志願先中等教育学校長に提出するものとします。）
- (5) 海外帰国児童等（ウに掲げる者をいう。以下同じ。）としての扱いを希望する場合の手続は、次のとおりです。

ア 海外帰国児童等としての扱いを希望する場合は、早めに海外帰国児童等取扱措置願を、小学校長に提出してください。（この場合、小学校長は、令和6年12月6日（金）までに海外帰国児童等取扱措置願を志願先中等教育学校長に提出するものとします。）ただし、やむを得ない事情で、期限内に提出できないときは、その事情を記した事由書を添えて提出してください。

イ 中等教育学校長は、海外帰国児童等取扱措置願の提出があった場合は、その写しを令和6年12月12日（木）までに教育長に提出し、当該者の海外現地校在学その他海外経験等の事情を勘案し、適性検査の実施等に関し講ずべき措置について協議するものとします。

ウ 海外帰国児童等とは、保護者とともに県内に住所を有する者又は令和7年4月1日までに県内

に住所を有する予定の者で、帰国後又は入国後の期間（帰国又は入国した日から令和6年12月12日までの期間をいう。）が5年以内であり、かつ、外国における在住期間が、帰国時又は入国時から遡り継続して1年以上であるものをいいます。ただし、保護者が引き続き海外に居住する場合は、身元引受人を保護者とみなします。

## 6 志願者数の状況等の公表

中等教育学校長は、出願期間中、その学校の募集人員及び志願者数の状況を、学校のホームページに掲載し、及び学校の適当な場所に掲示します。

## 7 調査書の提出

- (1) 小学校長は、調査書を志願先中等教育学校長に提出するものとします。
- (2) 小学校長は、やむを得ない事情で調査書を提出できないときは、その事情を記した事由書及び当該調査書に代わる参考資料を提出するものとします。

## 8 受検票の交付

受検票は、令和6年12月25日（水）から令和7年1月6日（月）までの間に、小学校長を通じて入学志願者に交付します。

## 9 作文、適性検査及び面接

- (1) 作文  
作文の字数は、600字程度とします。
- (2) 適性検査  
入学志願者の多様な個性や能力などの優れた面を評価するとともに、主体的に学びに向かう姿勢を問うものとします。
- (3) 面接  
入学志願者全員に対して、グループ面接を行います。
- (4) 期日及び日程

期 日	時 間	検 査 等
令和7年 1月9日(木)	8:50	集 合 (志願先中等教育学校)
	9:00 ~ 9:25	点呼、受検上の注意
	9:40 ~ 10:30	作 文
	10:50 ~ 11:50	適 性 検 査
	11:50 ~ 12:40	(昼 食)
	12:40 ~	面 接

- (5) 検査場  
検査場は、志願先の中等教育学校とします。
- (6) 受検に当たっての留意事項  
ア 検査開始5分前までに入室することとし、検査開始の時刻までに入室しない者は、原則としてその時間の検査等を受検できないものとします。  
イ 当日の持参品は、次のとおりとします。  
受検票、鉛筆（シャープペンシルも可）、鉛筆削り、消しゴム、定規、下敷き（無地）、弁当  
ウ イの持参品以外のもの（計算・翻訳・通信等の機能をもった物品等）の検査場への持込みは、禁止します。

## 10 入学予定者の選考

中等教育学校長は、入学志願理由書、調査書並びに作文、適性検査及び面接の結果を資料として、当該中等教育学校の特色を踏まえ、入学志願者の意欲や適性等を総合的に判断して、入学予定者を選考します。

- (1) 調査書の記録並びに作文、適性検査及び面接の取扱いについては、次の方法により行います。  
ア 調査書の記録の評価は、50点満点とし、評価方法等については、中等教育学校長が定めるもの

とします。

イ 作文、適性検査及び面接の評価は、それぞれ 50 点満点とします。

- (2) 入学志願理由書については、記載された内容によって不利が生ずることのないよう、選考に際して入学志願者を理解するための補助資料として扱います。
- (3) 通学区域外からの入学志願者については、愛媛県県立中等教育学校の通学区域に関する規則の規定に従って選考します。
- (4) 海外帰国児童等の入学志願者で、5 (5)イの協議において措置を講ずる必要があると認められたものについては、(1)にかかわらず、中等教育学校長は、当該協議に基づき、入学志願者の意欲や適性等を総合的に判断して、入学予定者を選考します。

## 11 入学予定者の発表

- (1) 入学予定者の発表は、令和 7 年 1 月 16 日（木）午前 9 時に、当該中等教育学校において、受検番号を掲示して行います。  
また、愛媛県教育委員会が指定するウェブページにも、受検番号を掲載します。
- (2) 中等教育学校長は、選考の結果を入学志願者及び小学校長に通知するとともに、入学確約書の用紙を入学予定者に配付します。

## 12 選考結果の郵便等又は口頭による開示請求

- (1) 選考結果については、郵便等又は口頭により開示請求をすることができます。
- (2) 郵便等又は口頭による開示請求をすることができる期間は、令和 7 年 1 月 16 日（木）から 1 月間とします。  
なお、郵便等による開示請求をするときは、当該期間の消印があれば期間内に開示請求があったものとみなすこととします。
- (3) 郵便等による開示請求は、試験等成績開示請求書に必要事項を記入の上、入学志願者本人が本人であることを確認できる顔写真付きの書類（受検票等）の写し及び返信用封筒（宛先を明記し簡易書留郵便料金相当分の切手を貼付したもの）を同封し、志願先の中等教育学校に送付することにより行うこととします。
- (4) 口頭による開示請求は、入学志願者本人が本人であることを確認できる顔写真付きの書類（受検票等）を持参の上、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日を除く日の午前 8 時 30 分（1 月 16 日（木）にあっては、午前 9 時）から午後 5 時までの間に、志願先の中等教育学校で行うこととします。
- (5) 開示内容については、調査書の記録並びに作文、適性検査及び面接の得点とします。

## 13 入学予定者の手続等

### (1) 入学予定者の手続

#### ア 入学確約書の提出

入学予定者の保護者は、当該入学予定者の受検票を持参の上、入学確約書を志願先中等教育学校長に提出してください。入学確約書の提出期間は、令和 7 年 1 月 16 日（木）の入学予定者の発表後から同月 24 日（金）午後 4 時まで（受付時間は、土曜日及び日曜日を除く日の午前 9 時から午後 4 時まで）とします。

なお、この期間に提出がない場合には、入学の意思がないものとして取り扱います。

#### イ 入学予定者証明書の交付

中等教育学校長は、入学予定者の保護者から入学確約書の提出があった場合、直ちに入学予定者証明書を交付します。

#### ウ 市区町村の教育委員会への提出

入学予定者の保護者は、入学予定者の住所の存する市区町村（一部事務組合を含む。以下同じ。）の教育委員会に、入学予定者を県立中等教育学校へ就学させる旨を、交付された入学予定者証明書を添えて届け出てください。

#### エ 入学の辞退

保護者の転勤等やむを得ない事情により、入学予定者が入学を辞退しようとする場合、その保護者は、速やかに、入学辞退届に当該入学予定者の受検票（入学予定者証明書を市区町村の教育委員会へ提出していない場合は入学予定者証明書を含む。）を添えて、志願先中等教育学校長に提出してください。

(2) 入学予定者の欠員の補充

ア 中等教育学校長は、入学辞退その他の理由により入学予定者に欠員を生じた場合には、その都度、あらかじめ定めた補欠入学予定者を、優先順位の上位から順に、入学の意思を確認の上、入学予定者とします。この場合において、入学意思の確認は、小学校長を経て行います。

イ 欠員の補充を実施する期間は、令和7年3月31日（月）までとします。

ウ 欠員の補充の手続は、(1)の入学予定者の手続に準じて行います。この場合において、中等教育学校長は、当該手続等について小学校長を経て通知します。

## 14 その他

(1) 既に納付した入学選考料は、一切返還しません。

(2) 出願に関して、虚偽又は不正の事実が判明した場合は、中等教育学校長は、当該児童に係る入学予定者の決定又は入学許可を取り消すものとします。

### ○愛媛県県立中等教育学校の通学区域に関する規則

平成 14 年 7 月 19 日  
教育委員会規則第 14 号

(趣旨)

第1条 愛媛県県立中等教育学校（以下「中等教育学校」という。）の通学区域に関しては、この規則の定めるところによる。

(通学区域の指定)

第2条 中等教育学校の通学区域は、別表のとおりとする。

第3条 通学区域は、生徒の保護者（親権を行う者、親権を行う者のないときは、後見人をいう。）又は生徒（当該生徒が成年者である場合に限る。）の住所によるものとする。

(通学区域の指定の特例)

第4条 第2条の規定にかかわらず、募集する定員の100分の5を超えない範囲内においては、通学区域によらないことができる。

2 第2条及び前項の規定にかかわらず、第2条の通学区域による志願者の数が、募集する定員から前項の規定により通学区域によらないことができるとされた定員の数を減じた数に満たないときは、募集する定員から当該志願者の数を減じた数を限度として通学区域によらないことができる。

第5条 第2条の規定にかかわらず、県外から中等教育学校に入学を志願する者があるときは、当該中等教育学校の校長は、教育長の承認を得て許可することができる。ただし、前条各項の規定により通学区域によらないことができるとされた定員の範囲内又は限度において許可するものとする。

(委任)

第6条 この規則の施行に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

#### 別表（第2条関係）

地 区	中等教育学校名	通 学 区 域
東予地区	今 治 東	四国中央市、新居浜市、西条市、今治市、越智郡、松山市 (平成16年12月31日現在における北条市の区域に限る。)
中予地区	松 山 西	松山市、伊予市、東温市、伊予郡、上浮穴郡、大洲市、喜多郡、今治市のうち菊間町
南予地区	宇 和 島 南	大洲市、喜多郡、八幡浜市、西宇和郡、西予市、宇和島市、北宇和郡、南宇和郡



令和7年度 受 検 票	
受 検 番 号	※ 号
氏 名	
出 身 学 校 名	
※	中等教育学校 <input type="checkbox"/> 校印

入学志願者顔写真

- ・出願前6か月以内に撮影した志願者の顔写真を貼ること。
- ・サイズは、縦4cm、横3cm。
- ・裏面に氏名を記入し、全面にのり付けすること。
- ・白黒、カラーどちらでもよい。

《注意事項》

- 作文、適性検査及び面接の当日に必ず持参すること。
- 入学手続等でも使用するので、大切に保管すること。

注1 黒又は青インク（ボールペン可）を使用し、楷書ではっきりと書くこと。  
 2 ※印の欄は記入しないこと。  
 3 割印はしないこと。

令和7年度 受 検 票 (控)	
受 検 番 号	※ 号
氏 名	
出 身 学 校 名	
※備考	

入学志願者顔写真

- ・出願前6か月以内に撮影した志願者の顔写真を貼ること。
- ・サイズは、縦4cm、横3cm。
- ・裏面に氏名を記入し、全面にのり付けすること。
- ・白黒、カラーどちらでもよい。

注1 黒又は青インク（ボールペン可）を使用し、楷書ではっきりと書くこと。  
 2 ※印の欄は記入しないこと。

入 学 者 選 考 日 程	
令和7年1月9日(木)	
集 合	8:50
点呼、受検上の注意	9:00 ~ 9:25
作 文	9:40 ~ 10:30
適 性 検 査	10:50 ~ 11:50
(昼 食)	11:50 ~ 12:40
面 接	12:40 ~

令和7年度愛媛県立中等教育学校入学志願者調査書

氏名	性別	入学	平成 年 月 日	入学							
生年月日	平成 年 月 日生	入学	令和 年 月 日	編入学 転入学							
出欠の記録	学年	欠席日数	備 考	卒業							
	5				令和 年 月 日 卒業見込み						
6											
各教科の学習の記録	項目	教科	国語	社会	算数	理科	音楽	図工	家庭	体育	英語
	観点別	知識・技能									
	学習状況	思考・判断・表現									
	学習状況	主体的に学習に取り組む態度									
	評 定										
総合的な学習の時間の記録	学 習 活 動	観 点	評 価								
特別活動の記録	内 容	活動の状況	内 容	活動の状況							
	学 級 活 動		ク ラ ブ 活 動								
	児 童 会 活 動		学 校 行 事								
行 動 の 記 録	項 目	行動の状況	項 目	行動の状況							
	基本的な生活習慣		思いやり・協力								
	健康・体力の向上		生命尊重・自然愛護								
	自主・自律		勤 勞 ・ 奉 仕								
	責 任 感		公 正 ・ 公 平								
	創 意 工 夫		公 共 心 ・ 公 徳 心								
総合所見及び参考事項											
	記載責任者 職・氏名 <input type="checkbox"/> 印										
	本書の記載事項に誤りのないことを証明します。										
	令和 年 月 日										
	学校名 <input type="checkbox"/> 校印										
	校長氏名										
※	受付番号	号	整理番号	学区内	学区外	号					

《 お 問 合 せ 先 》

愛媛県立今治東中等教育学校

〒799-1596 今治市桜井2丁目9-1

T E L (0898) 47-3630

F A X (0898) 47-4146

愛媛県立松山西中等教育学校

〒791-8016 松山市久万ノ台1485-4

T E L (089) 922-8931

F A X (089) 923-3703

愛媛県教育委員会事務局指導部高校教育課 教育指導グループ

〒790-8570 松山市一番町四丁目4-2

T E L (089) 912-2953

F A X (089) 912-2949